

変更箇所詳細

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載
令和7年12月1日	<p>① 関連情報</p> <p>1. 特手個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>② 事務の概要</p>	<p>愛川町長は、予防接種法、母子保健法、健康増進法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務を実施する上で、特定の個人を識別するために番号を利用する。 予防接種の接種履歴を入力、または未接種者への接種勧奨を実施する上で、番号を利用する。 妊娠届出及び母子健康手帳交付の申請（転入者も含む。）を受け、母子健康手帳の交付を行う。 妊婦健康診査の実施及び受診結果の記録、管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 予防接種の一部及びがん検診に関する事務において、町民税非課税世帯及び生活保護世帯の確認をし、受診者負担金免除決定書の交付を行う。 予防接種による健康被害が発生した際の救済措置を行う。 がん検診や肝炎ウイルス検診等の受診履歴の確認を行う。 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、臨時に行う予防接種の実施に関する事務、及び接種を行うために要する費用に関する事務を行う。 健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって、主務省令で定めるものに係る事務を行う。 <p>■対象となる検診（一次及び精密）の種類</p> <p>胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 <p>（健康診査及びがん検診等の実施に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 医療機関で実施した各検診（一次、精密）について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 一次検診の結果、要精密検査と判定された者のうち、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 番号法の別表第二に基づいて、健康増進による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 	<p>愛川町長は、予防接種法、母子保健法、健康増進法、子ども・子育て支援法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務を実施する上で、特定の個人を識別するために番号を利用する。 予防接種の接種履歴を入力、または未接種者への接種勧奨を実施する上で、番号を利用する。 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 妊娠届出及び母子健康手帳交付の申請（転入者も含む。）を受け、母子健康手帳の交付を行う。 妊婦健康診査の実施及び受診結果の記録、管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 妊婦のための支援給付の支給に関する情報の管理、支払管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって、第百五十七条で定めるものに関する情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 予防接種の一部及びがん検診に関する事務において、町民税非課税世帯及び生活保護世帯の確認をし、受診者負担金免除決定書の交付を行う。 予防接種による健康被害が発生した際の救済措置を行う。 がん検診や肝炎ウイルス検診等の受診履歴の確認を行う。 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、臨時に行う予防接種の実施に関する事務、及び接種を行うために要する費用に関する事務を行う。 健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって、主務省令で定めるものに係る事務を行う。 <p>■対象となる検診（一次及び精密）の種類</p> <p>胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例臨時接種として実施した、接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 接種者からの申請に基づき、特例臨時接種として実施した、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 <p>（健康診査及びがん検診等の実施に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 医療機関で実施した各検診（一次、精密）について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 一次検診の結果、要精密検査と判定された者のうち、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）（以下、法第十九条第八号省令）第2条の表に基づいて、健康増進による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。

変更箇所詳細

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載
令和7年12月1日	<p>Ⅰ 関連情報</p> <p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号（特定個人情報提供の制限）及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令）（別表第二における情報提供の根拠）</p> <p>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項（16の2の項）</p> <p>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項（56の2の項）</p> <p>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項（69の2の項）</p> <p>：第二欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項（115の2の項）（別表第二省令における情報提供の根拠）</p> <p>：第12条の2、第30条第8号、第38条の3、第59条の2</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項（16の2の項）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項（17、18、19の項）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施」が含まれる項（69の2の項）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「健康増進事業の実施」が含まれる項（102の2の項）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施」が含まれる項（115の2の項）（別表第二省令における情報照会の根拠）</p> <p>：第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第38条の3、第59条の2</p>	<p>・法第十九条第八号省令</p> <p>・第2条の表</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令）</p> <p>（令和6年デジタル庁・総務省令第9号における情報提供の根拠）</p> <p>第27条、第28条、第155条、第156条、第157条</p> <p>（令和6年デジタル庁・総務省令第9号における情報照会の根拠）</p> <p>第2条 表25、27、28、29、42、125、155、161項</p> <p>（別表第二における情報提供の根拠）</p> <p>：第二欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項（16の2の項）</p> <p>：第二欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項（56の2の項）</p> <p>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項（69の2の項）</p> <p>：第二欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項（115の2の項）（別表第二省令における情報提供の根拠）</p> <p>：第12条の2、第30条第8号、第38条の3、第59条の2</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項（16の2の項）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項（17、18、19の項）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施」が含まれる項（69の2の項）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「健康増進事業の実施」が含まれる項（102の2の項）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施」が含まれる項（115の2の項）（別表第二省令における情報照会の根拠）</p> <p>：第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第38条の3、第59条の2</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項（16の2の項）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項（17、18、19の項）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施」が含まれる項（69の2の項）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「健康増進事業の実施」が含まれる項（102の2の項）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施」が含まれる項（115の2の項）（別表第二省令における情報照会の根拠）</p> <p>：第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第38条の3、第59条の2</p>